建設業退職金共済制度事務取扱要領

平成 26 年 7 月 25 日 一部改正 令和 3 年 3 月 1 日

(趣旨)

第1条

この要領は、「建設業退職金共済制度の普及徹底について」(平成11年3月18日付け建設省経労発第24号)(以下「通達」という。)に基づき、福知山市が発注する建設工事(以下「対象工事」という。)に係る建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)の履行の確保に係る事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(建退共制度の実施等)

第2条

受注者及び下請負者(二次以下の下請負者含む。以下同じ。)は、建退共制度の普及徹底に 努め、建退共制度の対象労働者への証紙の受払いを行うものとする。

(掛金収納書の提出等)【通達:第1~5項】

第3条

受注者は、一件の契約金額が300万円以上の工事請負契約を締結した場合においては、 建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を建設業退職金共済組合証紙購 入確認書に貼付け、建退共運営計画書とともに契約担当課に提出するものとする。ただし、 共済証紙の購入において、第4条第2項により購入する場合は、建退共運営計画書は不要と する。

- 2 前項の収納書は、工事契約締結後1か月以内に提出するものとする。ただし、工事契約 締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由 により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合にお いて、あらかじめ申し出たときは、この限りではない。
- 3 受注者は、前項ただし書の申し出を行ったときは、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出るものとする。
- 4 受注者は、第2項ただし書の申し出を行った場合、契約金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出するものとする。なお、この場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、

その理由を書面により申し出るものとする。

5 発注者が共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、受注者又は勤労者退職金共済機構の建退共都道府県支部に対し、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めるものとする。

(共済証紙の購入)【通達:第6項】

第4条

受注者は、共済証紙の購入について、建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入するものとする。

2 受注者は、前項による計画的な購入が困難である場合において、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」を参考とする際には、「労働者延べ就労予定数」の 7 割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に

対象工事における労働者の建退共制度加入率 を乗じた値を参考として購入するもの 70%

とする。

3 発注者は、受注者が前項により購入しようとする際には、「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求めるものとする。

(受注者への加入促進等)【通達:第7項】

第5条

発注者は、受注者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、第3条に掲げる事項 のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。

- (1) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 受注者が下請契約を締結する際は、下請負者に対して、建退共制度の趣旨皆説明し、 下請負者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物に より交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、 下請負者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 下請負者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、 元請負者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を 委託する方法もあるので、元請負者においてできる限り下請負者の事務の受託に努める こと。

(工事現場の掲示)

第6条

受注者は、当該対象工事の現場の出入口、現場事務所等の見やすい場所に勤労者退職金共済機構が定める建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を掲示するものとする。

(工事完成時)

第7条

受注者は、工事完成届に合わせて以下に示す実績報告書を監督員に提出するものとする。

- (1) 当初契約金額が3千万円未満の場合は建退共運営実績報告書(A)
- (2) 当初契約金額が3千万円以上の場合は建退共運営実績報告書(A)及び(B)

(完成検査時)

第8条

受注者は、建退共証紙受払資料として、受払簿、出面表、辞退届を提示するものとし、検査員は、全対象労働者に証紙の受払が行われているかを確認するものとする。

附則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。